

# 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

外国人技能実習制度関係者の皆さまには既にご案内のとおり、新たな技能実習法\*によって技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から、技能実習生を我が国に受け入れる監理団体や実際の実習現場となる実習実施者の業務に従事する方に、その職務に応じて一定の講習(「養成講習」)を受講していただくことになっています。

\*「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年11月成立、平成29年11月1日施行)

そこで、労務管理講習に長年の実績を有する当連合会では、労働基準行政や出入国管理行政に詳しい方々を講師として、所定の養成講習を開催しているところです。養成講習は、①受講を修了した方を配置しなければ技能実習制度を利用できないもの、②修了した方をより多く配置すれば受け入れ枠の拡大など優遇措置を受けやすいものからなっています。

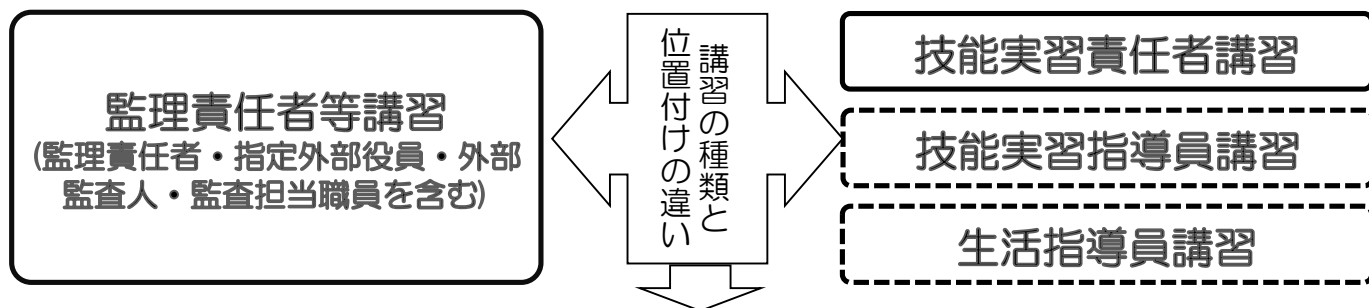
また、平成32年3月31日までに講習を修了した方を配置しなければ事業を継続できなくなるおそれがあります。当連合会の講習では、この分野に経験豊富な講師陣がこのために編集制作したテキストを元に、「しなければならないこと」「してはいけないこと」「した方が良いこと」などを「わかりやすく」解説します。



養成講習が始まって後(平成29年11月～)、既に多くの方が受講されました。しかし、未受講の方もまだまだたくさんいらっしゃいます。

つきましては、京都市で開催される各講習(裏面参照)を監理団体の皆さん、また、技能実習実施者の皆さんに、受講をしていただきますようお願いいたします。

なお、京都市以外の近隣での養成講習の開催時期・場所等はこちら→

<http://zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001/schedule2018.html>



 は、必須の講習です。修了者を配置しなければ、許可取消など事業を続けられなくなる惧れがあります。  
 は、必須ではありませんが、受講修了者の数が評価の対象となり、受講すると加点され、「優良」と評価されると、上限3年とされている技能実習期間が5年に延長されるなどの優遇措置を受けられます。

お申し込み・お問合せ：公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階

TEL：03(5283)1031 FAX：03(5283)1032

ginou-info@zenkiren.com 担当：西津、石田、高木

### 【京都会場】9月開催の各講習日の日程

講習名	開催日	申込受付 開始日時	申込締切日 振込締切日	講習時間等	定員	受講料
監理 責任者等 講習	9月 25日 (火)	7月25日 (水) 15:00	申込締切日 9月4日(火) 予定 振込締切日 9月6日(木) 予定	受付開始 08:30	80人	12,000円
技能実習 責任者 講習	9月 26日 (水)			講義開始 09:00		11,000円
技能実習 指導員 講習	9月 27日 (木)			講義終了 17:40		10,000円
生活 指導員 講習	9月 28日 (金)			受付開始 08:30 講義開始 09:00 講義終了 15:30		9,000円

### 【京都会場】11月開催の各講習日の日程

講習名	開催日	申込受付 開始日時	申込締切日 振込締切日	講習時間等	定員	受講料
監理 責任者等 講習	11月 5日 (月)	9月5日 (水) 15:00	申込締切日 10月5日(金) 予定 振込締切日 10月12日(金) 予定	受付開始 08:30	80人	12,000円
技能実習 責任者 講習	11月 6日 (火)			講義開始 09:00		11,000円
技能実習 指導員 講習	11月 7日 (水)			講義終了 17:40		10,000円
生活 指導員 講習	11月 8日 (木)			受付開始 08:30 講義開始 09:00 講義終了 15:30		9,000円

【申し込み方法】お申し込みはインターネットでお願いします。

(1) <http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001/schedule2018.html>

(2)   (3) スマホならこちらから→

→セミナー等→外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内  
→平成30年度開催スケジュール→京都

※ネットが使えないなどの場合は、こちらにご連絡ください→03-5283-1031



【京都会場】京都府中小企業会館 8階

京都市右京区西院東中水町17番地

Tel: 075-321-2731 (公益社団法人 京都労働基準協会)